

平成29年度予算見積調書

課室名：障害者福祉推進課

担当名：発達障害対策担当

内線：3567

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B7	発達障害地域療育センター事業		一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	発達障害者支援体制整備事業費	
事業期間	平成27年度～	根拠法令	発達障害者支援法第3条、第6条、第13条			挑戦項目	06	次代を担う人財育成
					分野施策	030730	障害者の自立・生活支援	
1 事業の概要			5 事業説明					
<p>発達支援サポーターの育成等により、発達障害の特性が気になる子供に関する気づき効果が高まり、専門的な支援を希望する方が増えている。そのため、9つの障害保健福祉圏域に1か所ずつ地域療育センターを設置し、作業療法士等の専門職が発達障害の特性が気になる子供に対し個別療育及び親支援を行い、各圏域における療育体制の充実を図る。</p> <p>(1) 発達障害地域療育センター事業 124,200千円</p>			<p>(1) 事業内容 児童発達支援センター等に運営を委託し、作業療法士等の専門職を配置して、発達障害の特性が気になる子供に対し個別療育及び親支援を実施する。また、開設から1年を経過したセンターについては、新規の子供の利用を可能とするため、利用期限を原則1年とし、専門職1名を増員のうえ（秩父を除く。）地域支援も実施する。</p> <p>(2) 事業計画 地域療育センターの運営 平成29年度：9か所 平成27年度開設：6か所（南西部、県央、東部、利根、西部及び秩父） 平成28年度開設：3か所（南部、川越比企及び北部）</p> <p>(3) 事業効果 ①中核発達支援センターの利用待機が解消される。 ②発達の特性が気になる子供が早期に必要な個別療育を受けられる。 <地域療育センターの利用者数> 平成27年度 : 延べ2,910人 実人数517人 平成28年度（28年12月末時点）：延べ4,791人 実人数806人</p> <p>(4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 児童発達支援センター等を運営する社会福祉法人やNPO法人等に運営を委託する。</p> <p>(5) その他 【変更点（開設から1年を経過したセンター（南西部、県央、東部、利根、西部及び秩父））】 ①専門職 <現在>1名配置 → <H29>3名配置（秩父を除く） ②個別療育 <現在>個別療育・親支援（小3まで）→ <H29>個別療育・親支援（原則1年）+地域支援 ※地域支援・・・地域の支援機関に対し、センターが把握した子供の支援方法等について助言、移行後も適宜、助言・フォローアップを行うもの</p>					
2 事業主体及び負担区分								
(1)								
(国1/2、県1/2)								
3 地方財政措置の状況								
(区分) 社会福祉費								
(細目) 障害者自立支援費								
(細節) 障害者自立支援費								
(積算内容) 地域生活支援事業費等補助金								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×1.0人=9,500千円								
			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比
予算額		国庫支出金						
決定額	124,200	62,100					62,100	18,000
前年額	106,200	48,600					57,600	